

平成 26 年 4 月介護保険制度改正について

平成 26 年 4 月介護保険制度改正について、下記内容が国から示されていますのでお知らせいたします。

区分支給限度基準額については、現時点では案として示されており確定したものではありませんのでご注意ください。

○介護保険被保険者証について

(「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」平成 26 年 1 月 27 日付 事務連絡)

平成26年4月からの支給限度基準額の見直しに伴い、全被保険者分の「介護保険被保険者証」の支給限度基準額欄を修正する必要があるが、平成26年3月31日以前に発行した被保険者証については再交付する必要はなく、発行済みの被保険者証に記載された改定前の支給限度基準額を改定後の支給限度基準額に読み替えて対応することを原則とする。

平成26年4月以降に発行する介護保険被保険者証については、新たな支給限度基準額を記載して発行することとする。

○消費税率8%への引上げに合わせた区分支給限度基準額の見直しについて

(社会保障審議会介護給付費分科会(第98回)資料)

1 基本的な考え方

- ・区分支給限度基準額については、消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げる。
- ・なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げない。

2 区分支給限度基準額の水準

(1) 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額

	旧	新
要支援1	4,970単位	→ 5,003単位
要支援2	10,400単位	→ 10,473単位
要介護1	16,580単位	→ 16,692単位
要介護2	19,480単位	→ 19,616単位
要介護3	26,750単位	→ 26,931単位
要介護4	30,600単位	→ 30,806単位
要介護5	35,830単位	→ 36,065単位

(2)外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係る限度単位数

	旧		新
要支援1	4,970単位	→	5,003単位
要支援2	10,400単位	→	10,473単位
要介護1	17,024単位	→	17,146単位
要介護2	19,091単位	→	19,213単位
要介護3	21,280単位	→	21,432単位
要介護4	23,347単位	→	23,499単位
要介護5	25,475単位	→	25,658単位